

保護者各位

中央学院大学中央高等学校
校長 大橋 治久

学校感染症による出席停止について

お子様が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき出席停止といたします。別紙「学校感染症と出席停止期間の基準」を参照に、主治医の指示に従って自宅で療養してください。出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。

なお、回復して登校を再開される際には、以下の「出席停止解除願」に保護者の方がご記入のうえ、お子様から担任へ提出してください。よろしくお願ひ申し上げます。

※医師の証明は不要ですが、状況によっては提出していただく場合があります。

<お問い合わせ先>
保健室 電話 03-5836-7020

----- キ リ ト リ 線 -----

中央学院大学中央高等学校

出席停止解除願

生徒氏名	年 組 氏名
病 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診先の 医療機関名	電話番号

上記の感染症のため療養していましたが、主治医より登校の許可がおりましたので出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者ご氏名 _____

【別紙】学校感染症と出席停止期間の基準

主な感染症名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核，髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角膜炎，急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	
その他の感染症 (条件により出席停止の措置が必要と考えられる) 溶連菌感染症,ウイルス性肝炎,マイコプラズマ感染症,感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症),ほか	医師が感染のおそれがないと認めるまで * その他の感染症に罹患した場合、出席停止の措置となるかについては必ず医師の指示に従ってください。

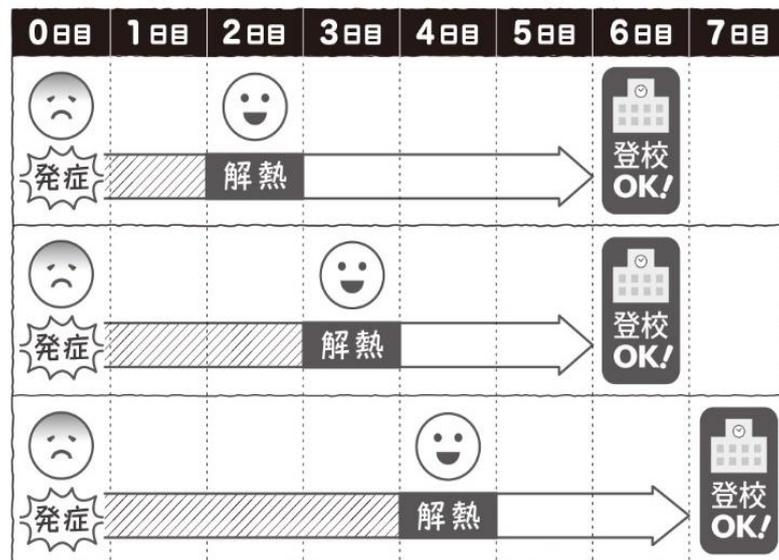
インフルエンザ いつから登校していいの？

登校していいのはこの2つの条件がそろった時

発症後
5日が経過している

&

解熱後
2日が経過している



発症（発熱）・解熱した日をそれぞれ0日目とし、翌日から1日目、2日目と数えます。

* 新型コロナ感染症等についても、同様の考え方で計算してください。